

再生利用等目的輸入事業者及び
再生利用等事業者の認定制度について

平成29年10月
経済産業省・環境省

検討事項

- (1) 再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度について
- (2) 再生利用等目的輸入事業者の認定の基準について
- (3) 再生利用等事業者の認定の基準について
- (4) 定期報告について

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、
手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、再生利用等目的輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所 : 7 箇所（廃電子基板を処理）

鉛製錬所 : 6 箇所（使用済鉛蓄電池を処理）※

亜鉛製錬所 : 5 箇所（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鉱業協会の情報）

※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。

バーゼル法の改正後の条文（抜粋）

（再生利用等目的輸入事業者の認定）

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。
- 二 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。
- 三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

259 （略）

（再生利用等事業者の認定）

第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

256 （略）

（報告徴収）

第十八条 （略）

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

バーゼル条約

附属書IV 処分作業

A (略)

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的再利用に結びつく作業

このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であつて、このB表に掲げる作業が行われなかつた場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。

R 1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用

R 2 溶剤の回収利用又は再生

R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用

R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用

R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用

R 6 酸又は塩基の再生

R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収

R 8 触媒からの成分の回収

R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用

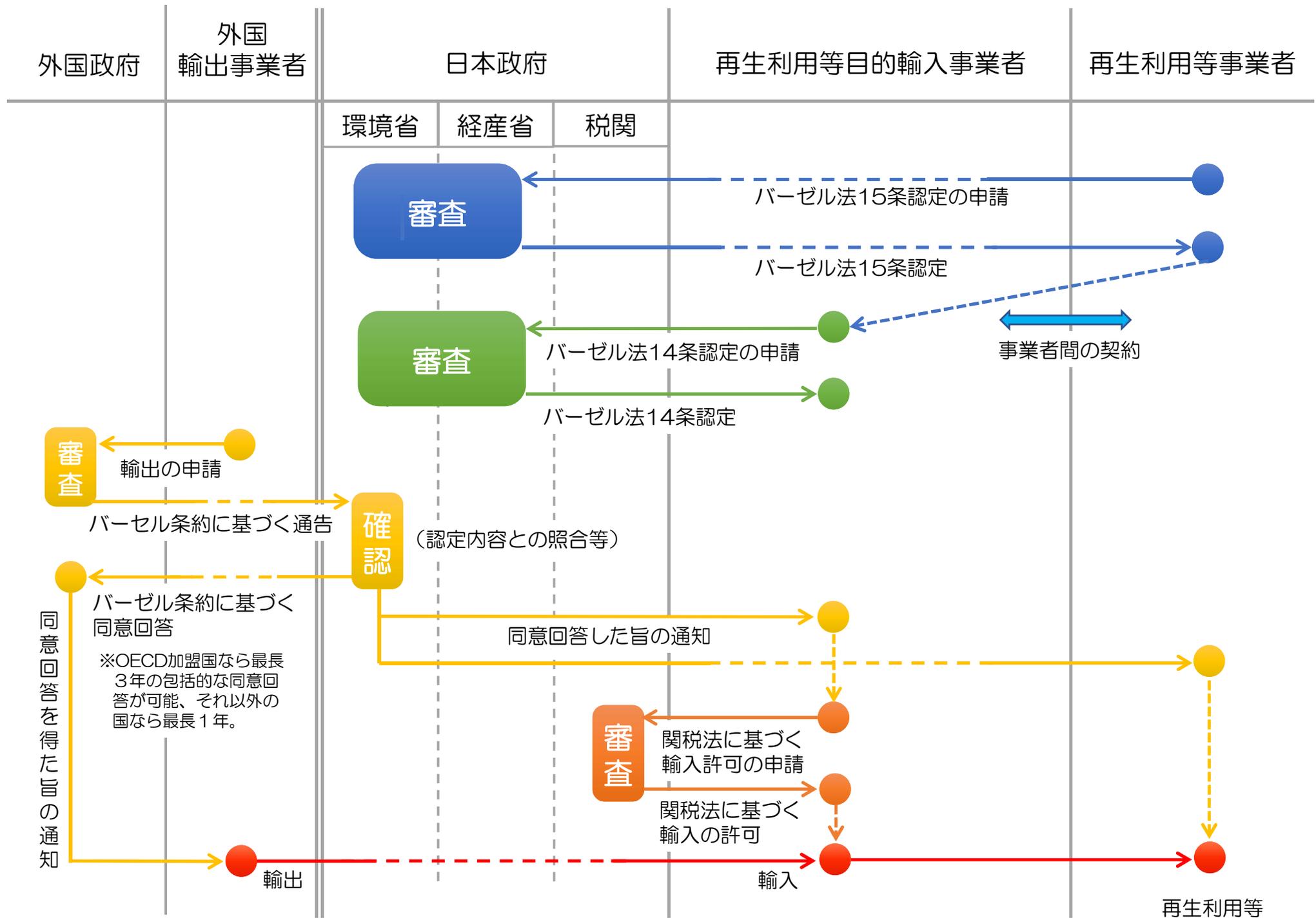
R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理

R 11 用 R 1 からR 10 までに掲げる作業から得られた残滓の利

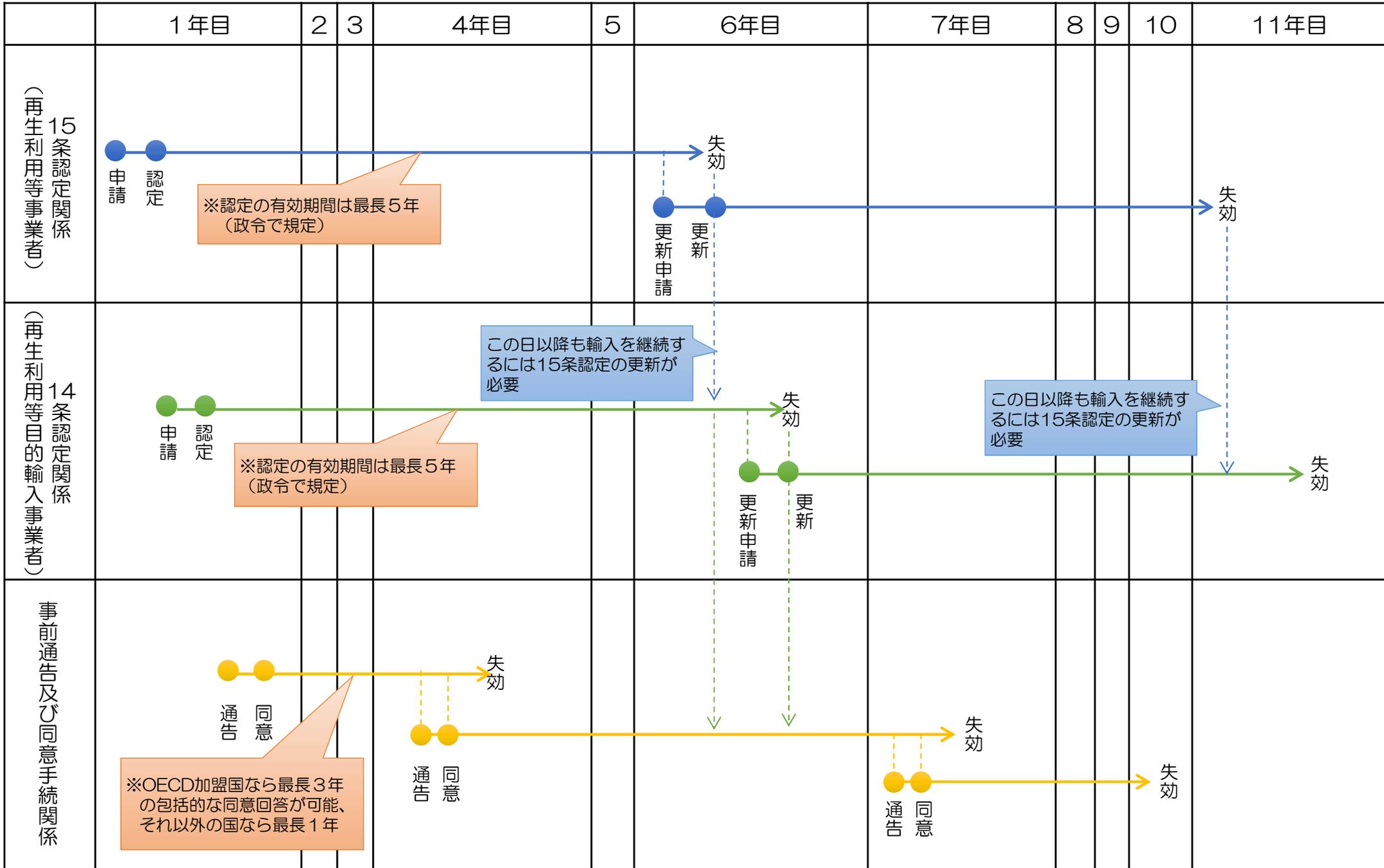
R 12 物の交換 R 1 からR 11 までに掲げる作業を提供するための廃棄

R 13 このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度の基準の考え方



再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定に係る手続スケジュールの一例



再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度の対象になる物

- OECD理事会決定に基づくグリーンリスト対象物は、先進的な環境技術を有する我が国においては、物の性状や通常の見取り等の観点で、国内で環境汚染を引き起こすリスクが低いと考えられることから、規制対象外とした。
- 一方で、アンバーリスト対象物に相当する特定有害廃棄物等は、比較的有害性の高い物ではあるものの、我が国において再生利用等を適切に行えると認められる施設であれば、環境汚染を引き起こすリスクは低いと考えられる。
- 今般の認定制度では、これらのアンバーリスト対象物が認定の対象となる。

OECD理事会決定に基づく区分	品目の具体例	輸入承認等を不要とする背景
グリーンリスト対象物	廃電子基板 等	有害性が比較的低く、我が国においては、環境汚染を引き起こすリスクは低い
アンバーリスト対象物	金属含有汚泥、水銀含有廃棄物、鉛蓄電池、電気炉ダスト 等	有害性は比較的高いが、再生利用等を適切に行える施設であれば、環境汚染を引き起こすリスクは低い

認定制度の対象

再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定の範囲

認定の範囲は、以下の点に留意しつつ、輸入事業者及び再生利用等事業者を認定することとしてはどうか。

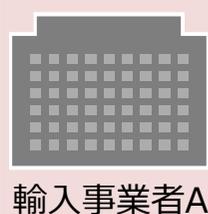
- 運搬が環境保全上適正に行われることを確認する必要があることから、認定を受けようとする輸入事業者自らが運搬を行わない場合にあつては、運搬事業者も輸入事業者認定に係る審査の対象とする。
- 主要な再生利用等を行う前に破砕等の中間処理を行う場合は、当該中間処理事業者も再生利用等事業者として認定を受けていなければならない。

認定範囲のイメージ

再生利用等目的輸入事業者の認定範囲

【認定の基準】

- 認定を受けた再生利用等事業者に向けた輸入であること
- 輸入を的確に行うことができる者であること
- 運搬が環境保全上適正であること



輸入事業者A

運搬事業者X

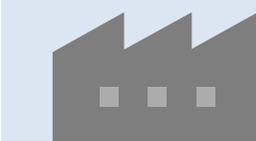


運搬事業者Y

再生利用等事業者の認定範囲

【認定の基準】

- 再生利用等を的確に行うことができる者であること
- 再生利用等が環境保全上適正であること



再生利用等事業者C
(中間処理事業所)



運搬事業者Z

再生利用等事業者の認定範囲

【認定の基準】

- 再生利用等を的確に行うことができる者であること
- 再生利用等が環境保全上適正であること



再生利用等事業者B
(製錬所等)

- 再生利用等目的輸入事業者として認定を受けた輸入事業者が、再生利用等事業者として認定を受けた者が認定に係る再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は外為法の輸入承認を受ける義務の対象外となる。
- このため、国内での特定有害廃棄物等の運搬及び再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障なく実施されることを認定制度の基準において確保する必要がある。
- EUにおける事前同意施設では、国内における環境法令における基準や許可を参考に認定されているケースが多く見られる。
- 我が国では廃棄物の運搬及び再生利用等に関して、その適正な取扱いにより生活環境の保全等を図る観点から、廃棄物処理法により規制がなされており、認定制度の対象となる特定有害廃棄物等には、それらの性状に廃棄物との類似性もあることから、廃棄物処理法の規定を参考とした基準とすることが適当ではないか。

検討事項

- (1) 再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度について
- (2) 再生利用等目的輸入事業者の認定の基準について
- (3) 再生利用等事業者の認定の基準について
- (4) 定期報告について

再生利用等目的輸入事業者の基準の方向性（案）

①「輸入を的確に行うことができる者」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
能力・適正	知識・技能を有すること
	経理的基礎を有すること
	社会的に適正な者であること（環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。その他、不正行為をするおそれがないこと 等）

②「人の健康の保護及び生活環境保全上支障のない運搬」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
運搬	特定有害廃棄物が飛散、流出しない措置をとること
	特定有害廃棄物の運搬に伴う騒音、振動、悪臭の生活環境保全上の支障がない措置をとること
	運搬のため施設を設置する場合は生活環境の保全上支障が生じない措置をとること
	運搬車、容器等は特定有害廃棄物が飛散、流出、悪臭漏洩がないものであること
保管	保管場所の周囲に囲い（構造上安全であるもの）が設けられていること
	保管場所から特定有害廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること。
	保管場所に、ねずみ生息、蚊・はえその他の害虫が発生がしないような措置をとること

廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物、廃水銀等の特に取扱いに注意を要する特定有害廃棄物等についてはその性状にあわせた運搬や保管等の基準を設ける。

再生利用等目的輸入事業者の認定基準と提出書類（案）

認定基準及び提出書類のイメージ

認定の要件 (法第14条第1項)	認定基準（案）	提出書類（案）
第1号 当該輸入の目的が、次条第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。	<ul style="list-style-type: none"> 処分施設が認定再生利用等事業者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用等事業者の認定証の写し
第2号 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 社会的に適正な者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間に特定有害廃棄物等を輸入した実績、又はこれに相当する書類 財務諸表等の経理的基礎に関する書類 社会的適正に関する書類
第3号 当該輸入及び次条第1項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> 運搬に係る技術上の基準に適合すること <p>【運搬の基準】（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内諸法令の許可を受けていること。 	<p>(輸入者自ら運搬を行う場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類（※） <p>(輸入者自ら運搬を行わない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬者のリスト 運搬に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類（※） <p>(該当する場合) 国内諸法令の許可証明書</p> <p>(該当する場合) 廃掃法による環境大臣の輸入許可書</p>

※ ただし、認定に係る運搬の基準は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可基準に内包されるものであるため、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮することから、当該許可を有する者については許可証の写しを提出することをもって確認する。

検討事項

- (1) 再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度について
- (2) 再生利用等目的輸入事業者の認定の基準について
- (3) 再生利用等事業者の認定の基準について
- (4) 定期報告について

再生利用等事業者の基準の方向性（案）

①「再生利用等を的確に行うことができる者」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
能力・ 適正	知識・技能を有すること
	経理的基礎を有すること
	自ら再生利用等を行う者であること
	社会的に適正な者であること（環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。その他、不正行為をするおそれがないこと 等）

②「環境保全上適正な再生利用等」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
施設	構造耐力上安全であること
	再生利用等に伴い生ずる排ガス及び排水、使用する薬剤等による腐食を防止する措置をとること
	特定有害廃棄物等の飛散、流出、悪臭発散を防止するための構造又は設備を設けること
	再生利用等に伴い生ずる排ガス、排水、残さを生活環境保全上支障なく処理することができること
	特定有害廃棄物等の受入設備及び貯留設備が、処理能力に応じ十分な容量を有すること
その他、特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な設備を有する又は措置をとること	
保管	保管場所に周囲に囲いが設けられていること
	保管場所から特定有害廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること
	保管場所に、ねずみ生息、蚊・はえその他の害虫が発生がしないような措置をとること

再生利用等事業者の認定基準と提出書類（案）

認定基準及び提出書類のイメージ

認定の要件 (法第15条第1項)	認定基準（案）	提出書類（案）（※）
<p>第1号 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として<u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u>に適合すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 自ら再生利用等を行う者であること 社会的に適正な者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間に特定有害廃棄物等の再生利用等を行った実績、又はこれに相当する書類 財務諸表等の経理的基礎に関する書類 社会的適正に関する書類
<p>第2号 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして<u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u>に適合すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用等に係る技術上の基準に適合すること。 <p>【再生利用等の基準】（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内諸法令の許可を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用等に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類 <p>（該当する場合）国内諸法令の許可証明書</p>

※ 再生利用等事業者の認定基準は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分施設の許可基準と相当程度重なるものであることから、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮するため、再生利用等を行う特定有害廃棄物等と同等の品目の廃棄物に係る当該許可を有する者については、許可を取得する際に許可権者に提出したものと同一書類及び許可証の写しの提出を求めることとし、運用上手続きの簡素化をはかる。

検討事項

- (1) 再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度について
- (2) 再生利用等目的輸入事業者の認定の基準について
- (3) 再生利用等事業者の認定の基準について
- (4) 定期報告について

再生利用等目的輸入事業者が適切に特定有害廃棄物等の輸入を実施しているかどうか確認するという観点から、毎年の定期報告を以下のとおり義務付けてはどうか。

再生利用等目的輸入事業者は、以下の書類を提出することとする。

- ① 認定時に提出した書類のうち、定期報告を行う日までの間で、変更があったもの。
 - ② 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の種類
 - ③ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の量
 - ④ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の輸入先国
 - ⑤ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の移動書類の写し
- ※ ②～⑤については、特定有害廃棄物等を運搬した、再生利用等事業者ごとに整理して報告する。

再生利用等事業者が適切に特定有害廃棄物等の処理を実施しているかどうか確認するという観点から毎年の定期報告を以下のとおり義務付けてはどうか。

再生利用等事業者は、以下の書類を提出することとする。

- ① 認定時に提出した書類のうち、定期報告を行う日までの間で、変更があったもの。
- ② 一年間に処理した特定有害廃棄物等の種類
- ③ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の量
- ④ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の受領通知書、処分完了通知書、移動書類の写し

※ 1 ②～④については、特定有害廃棄物等の施設への運搬を実施した、再生利用等目的輸入事業者ごとに整理して報告する。

※ 2 ②③について、中間処理を行う再生利用等事業者にあっては、別の再生利用等事業者に向けて搬出した特定有害廃棄物等に関しても報告する。